

住 宅 用 家 屋 証 明 書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第 41 条
 - 特定認定長期優良住宅以外
 - (a) 新築されたもの
 - (b) 建築後使用されたことのないもの
 - 特定認定長期優良住宅
 - (c) 新築されたもの
 - (d) 建築後使用されたことのないもの
 - 認定低炭素住宅
 - (e) 新築されたもの
 - (f) 建築後使用されたことのないもの
 - (ロ) 第 42 条第 1 項 (建築後使用されたことのあるもの)
 - (a) 第 42 条の 2 の 2 に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
 - (b) (a) 以外のもの
 - (ハ) 第 42 条の 2 の 3 のうち、増築部分に係る抵当権設定登記

の規定に基づき、下記の家屋 (年 月 日 { (ニ) 新築 }) がこの規定に該当
 { (ホ) 取得 }
 するものである旨を証明します。

所 有 者 又 は 取 得 者	住 所	
	氏 名	
家 屋 の 所 在 地		
家 屋 番 号		
取 得 の 原 因 (移転登記の場合に記入)		(1) 売 買 (2) 競 落

年 月 日

仲多度郡まんのう町長